

令和8年5月1日
世田谷区環境政策部

令和8年度 世田谷区環境政策部の主な事務事業

1 世田谷区環境基本計画（2025年度～2030年度）の推進

【環境政策課】

区は、平成8年度以降、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するため、環境基本条例に基づき「環境基本計画」を策定し、目標や方針を定めている。また、計画には、区民や事業者が環境の保全等に関し配慮すべき事項である環境行動指針も含めている。

令和8年度は、令和7年3月に策定した環境基本計画に掲げている理念の周知・啓発や、分野ごとの方向性、分野横断の取組み等の施策への実装を図る。

2 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（2023年度～2030年度）の推進

【環境政策課】

区では、平成24年4月以降、区内で排出される温室効果ガスの削減と気候変動への適応を進めていくことを目的に地球温暖化対策法に基づく「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

現在の計画は令和5年3月に改定したものであり、現計画に掲げた将来像や計画目標の達成に向け、令和6年度に再構築した家庭部門脱炭素化ロードマップに基づき、施策を推進するとともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」を推進する。

3 若者の環境プラットフォームの運用

【環境政策課】

「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」にするという目標の達成に向け、2050年に社会の中心的存在となる若者世代の継続的な繋がりをつくとともに、若者をエンパワーメントし、活動の場を支援するためのプラットフォームを作成する。

4 エコ区役所の実現

【環境政策課】

区内の最大級の事業者として、区民や区内事業者の模範となるよう、環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」に基づき、区の事業活動による環境への影響を低減する取組みを率先して推進する。

5 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）の推進

【環境政策課】

令和6年9月に策定した世田谷区役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」に基づき、エネルギー消費量の削減と、エネルギーの脱炭素化の推進による、さらなる温室効果ガス排出量の削減を図る。

6 公共施設省エネ・再エネ指針に基づく取組みの推進

【環境政策課】

令和6年9月に「公共施設省エネ指針」と「公共施設省エネ指針運用基準」を合わせて策定した「公共施設省エネ・再エネ指針」に基づき、区施設のさらなる省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等による温室効果ガス排出量削減を推進する

7 公共施設等のエネルギーの脱炭素化推進

【気候危機対策課】

公共施設のエネルギー（電力）の脱炭素化を推進する。

- ・ 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入拡大（リバースオークションによる電力調達）
- ・ 公共施設における太陽光発電等の設置事業（PPAモデル）

8 家庭部門の脱炭素化推進

【気候危機対策課】

区独自の地球温暖化対策を推進するため、家庭部門の脱炭素化を推進するプロジェクト「UCHIKARA プロジェクト」を実施する。

（1）全区で展開する取組み

- ・ 区民の脱炭素への意識と行動の変容を促すためのPRを展開
- ・ 区立小学校における環境出前授業の実施（環境サポーター事業他）
- ・ 再生可能エネルギー100%電力への切替促進の官民連携事業（再エネ切替補助金）
- ・ エコ住宅補助金

（2）脱炭素地域づくり事業

効果的・効率的に脱炭素化を推進するため、区内でCO2排出量が最も多い家庭部門に注力し、成城をモデル地区に設定して取り組みを進める。自治会をはじめ、教育機関や鉄道事業者など、地域のステークホルダーや住民と連携・協力し、地域全体での脱炭素化を加速する。

9 業務その他部門、運輸部門等の脱炭素化推進

【気候危機対策課】

業務その他部門、運輸部門等での脱炭素の推進に向けた取組みを実施する。

- ・ 区有地の活用（みうら太陽光発電所の運営及び区内事業者への再エネ供給）
- ・ ZEVの利用促進とインフラ整備（電気自動車の公共用充電器の設置）
- ・ 水素社会に向けた取組み（FCVを活用した水素エネルギーの普及啓発）

10 自然エネルギーを活用した自治体間連携

【気候危機対策課】

交流自治体等との連携による再エネ電力調達及び利用拡大、電力連携をきっかけにした交流事業等を実施する。

11 開発事業等に係る環境配慮の促進

【気候危機対策課】

一定規模以上の開発事業等に対し、環境性能に係る基準を定め、たうえで評価を行い、その結果を公表することにより、世田谷区の環境への配慮の方向性を示すとともに開発事業者等の取組みを明らかにし、環境に資する優良な建築物の取組みを促す。

12 環境美化の推進

【環境保全課】

清潔できれいな、かつ安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上を図る。

- ・ 指定喫煙場所の整備、喫煙場所設置費補助制度の運用
- ・ 環境美化指導員によるたばこルールの周知啓発活動など屋外での迷惑喫煙防止に向けた取組み
- ・ 「せたがやクリーンアップ作戦」の実施
- ・ 環境美化活動（キャンペーン、清掃、落書き消し等）を行う区民団体の支援
- ・ 管理不全な状態にある住居等への対応
- ・ 海洋プラスチックごみ問題への取組み

13 大気・水質等の環境監視・調査

【環境保全課】

（1）大気や水質、土壌などの汚染や公害を防止し、区民の健康と安全な暮らしを守るため、区内の環境状況の監視、調査を継続して行う。

- ・ 大気環境測定
ダイオキシン類及び浮遊粒子状物質の測定、光化学スモッグ緊急時対策 など
- ・ 水質等の調査 など

- 河川水質調査、魚類等水生生物生息調査、河川等水質事故等緊急時対応 など
 - ・アスベスト対策の推進（事業者等の指導）
 - ・PM2.5に関する情報収集及び区民への情報提供
- (2) 自動車による大気汚染や騒音などの公害の防止に向けた調査を行う。
- ・自動車公害実態調査、自動車騒音の常時監視調査

1.4 都市生活型公害等の対策

【環境保全課】

都市での生活に伴う様々な課題に対する苦情・公害の相談に対応する。

- ・建設作業や工場の騒音・振動等に関する苦情対応
- ・カラス・ハクビシン等対策の実施

1.5 放射性物質への対応

【環境保全課】

区内の放射線量測定を行い、区民への情報提供を行う。

- ・放射線量の定点測定
- ・国、都等の情報収集、区民への情報提供

1.6 世田谷区一般廃棄物処理基本計画

【清掃・リサイクル推進課】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区市町村に策定が義務付けられており、令和6年度に令和7年度から16年度までを計画期間とする「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」（令和7年度から令和16年度まで）を策定している。

(1) 基本理念と基本方針

計画の基本理念「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」をとし、その実現に向けて次の3つの基本方針のもとに各種施策に取り組むこととした。

- i 区民・事業者・区の協働による発生抑制
- ii 多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現
- iii 廃棄物の適正処理の推進

① 新たなごみ減量目標

令和16年度時点の区民1人1日あたりのごみ量の目標値を「450g」に設定

② 新たなごみ減量施策等

- i プラスチックの分別収集・再資源化（令和12年度中の実施を目標）
- ii 不燃ごみの全量資源化（令和9年度）

17 清掃・リサイクル施設再整備

【清掃管理課】

(1) (仮称) 用賀複合施設の整備

現在のエコプラザ用賀を建て替え、環境政策の新たな拠点施設とするとともに、既存の施設機能や近隣の施設と複合化することにより、効果的・効率的な運営が可能な施設を整備する

①施設構成

- ・環境政策部執務室（清掃事務所機能含む）
- ・普及啓発施設
- ・粗大ごみ中継施設
- ・用賀福祉作業所
- ・エフエム世田谷
- ・用賀ワークプラザ

②清掃事務所の再編

世田谷清掃事務所、玉川清掃事務所、砧清掃事務所の主要機能を、段階的に新施設に移転・設置する。

※清掃事務所の新施設への移転後には3か所の分室機能（地域での機動的な対応）を有する施設を配置予定

③スケジュール（予定）

- ・令和10年度 解体工事
- ・令和11年度 建築工事着工
- ・令和14年度 運用開始

18 普及啓発・環境学習の推進

【清掃・リサイクル推進課】

(1) ごみ減量・リサイクルの普及啓発

ごみの減量やリサイクルについての理解を深め、環境に配慮した暮らしや事業活動につながる効果的な情報提供・普及啓発

- ・様々な媒体による普及啓発の実施

- ① 区のおしらせ「せたがや」
- ② 資源とごみの収集カレンダー
- ③ 児童向け啓発リーフレット「できることからごみへらし」
- ④ 資源とごみの分け方・出し方（含む英語、中国語、ハングル版）
- ⑤ ホームページ
- ⑥ 資源・ごみ分別アプリ（英語、中国語、ハングル対応）

- ⑦ 世田谷区公式LINE（ライン）
- ・環境学習の推進【保育園での環境学習】



- ・清掃・リサイクル関連施設やイベントを通じた普及啓発
 - ① エコプラザ用賀でのリユース品の頒布、ごみ減量やリサイクルに関する展示等
- ※ 令和6年度実績
- 持込み点数：約8万8000点
- リユース率：98.0%



- ② リサイクル千歳台での各種講座の実施、ごみ減量やリサイクルに関する展示等
 - ③ 資源循環センターリセタの見学
 - ④ フリーマーケット等の普及啓発イベントの後援
 - ・大学、事業者等と連携した2Rの普及啓発
 - ・生ごみ減量に関する各種講座の実施
 - ・再生製品の利用促進「世田谷ロール」の普及
- (2) 食品ロス削減推進計画に基づく食品ロスの削減に向けた取組み
- ・広報紙等による食品ロスに関する情報の発信

- ・食品ロス問題を取り入れた環境学習や啓発イベントの実施
- ・フードドライブの実施
- ・せたがやエコフレンドリーショップ事業の実施

19 区民・事業者・行政のごみ減量・リサイクル活動促進

【清掃・リサイクル推進課】

(1) 区民主体の取組み

- ・資源の集団回収活動の支援
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会の活動支援
- ・生ごみ減量の促進
- ・食品ロス削減に向けた普及啓発
- ・粗大ごみ等のリユース支援

(2) 事業者主体の取組み

- ・事業者主体の取組みの促進
- ・「事業系リサイクルシステム」の利用促進
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ」の登録促進

(3) 行政による取組み

- ・資源・ごみ集積所回収
 - ① 古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルの回収
 - ② 資源持ち去り対策
- ・拠点回収
 - ① 回収ボックス（ペットボトル、白色発泡トレイ、飲料用ペットボトルキャップ、使用済小型電子機器 12 品目）
 - ② 回収員手渡し方式による拠点回収（新聞、廃食用油、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器）
- ・事業者との連携によるパソコンの無料回収
- ・不燃ごみ、粗大ごみに含まれる金属の資源化
- ・蛍光管、乾電池の資源化

(4) プラスチック廃棄物削減に向けた取組み

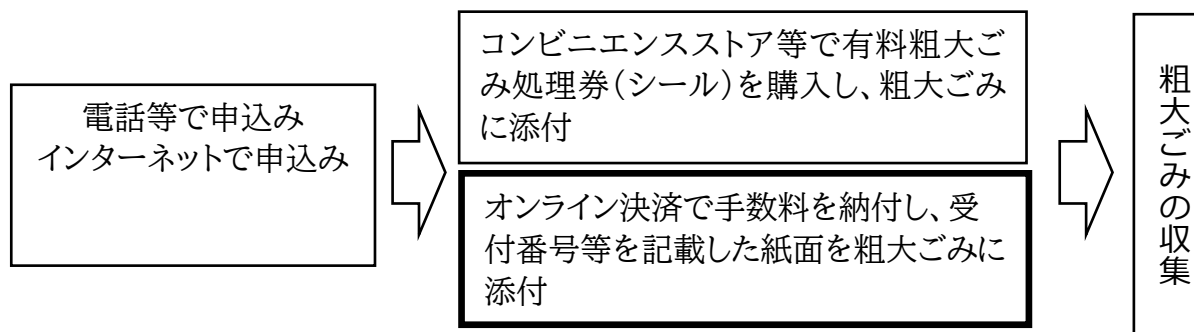
- ・令和12年度中を目途としている分別収集・再資源化に向け、発生の抑制に取り組むほか、再資源化事業者の選定や中継施設の整備などの準備を進める。

20 効率的できめ細やかな収集・運搬体制の整備

【清掃・リサイクル推進課】

(1) ごみ収集作業

- ・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの効率的な収集
- ・粗大ごみ処理手数料のキャッシュレス決済導入（クレジットカード、ペイペイ）



- ・高齢者等訪問収集事業
- ・早朝収集（一部地域のみ）
- ・区が収集する事業系の資源・ごみ

(2) し尿の収集・運搬

(3) 動物（犬・猫等）の死体処理

2.1 適正な収集・運搬体制の整備

【清掃・リサイクル推進課】

(1) 資源・ごみ集積所の環境改善

(2) 清掃指導業務

- ・資源・ごみ集積所等における排出指導
- ・不法投棄対策
- ・大規模建築物の再利用対象物及び廃棄物保管場所等の届出・指導
- ・庁内排出指導

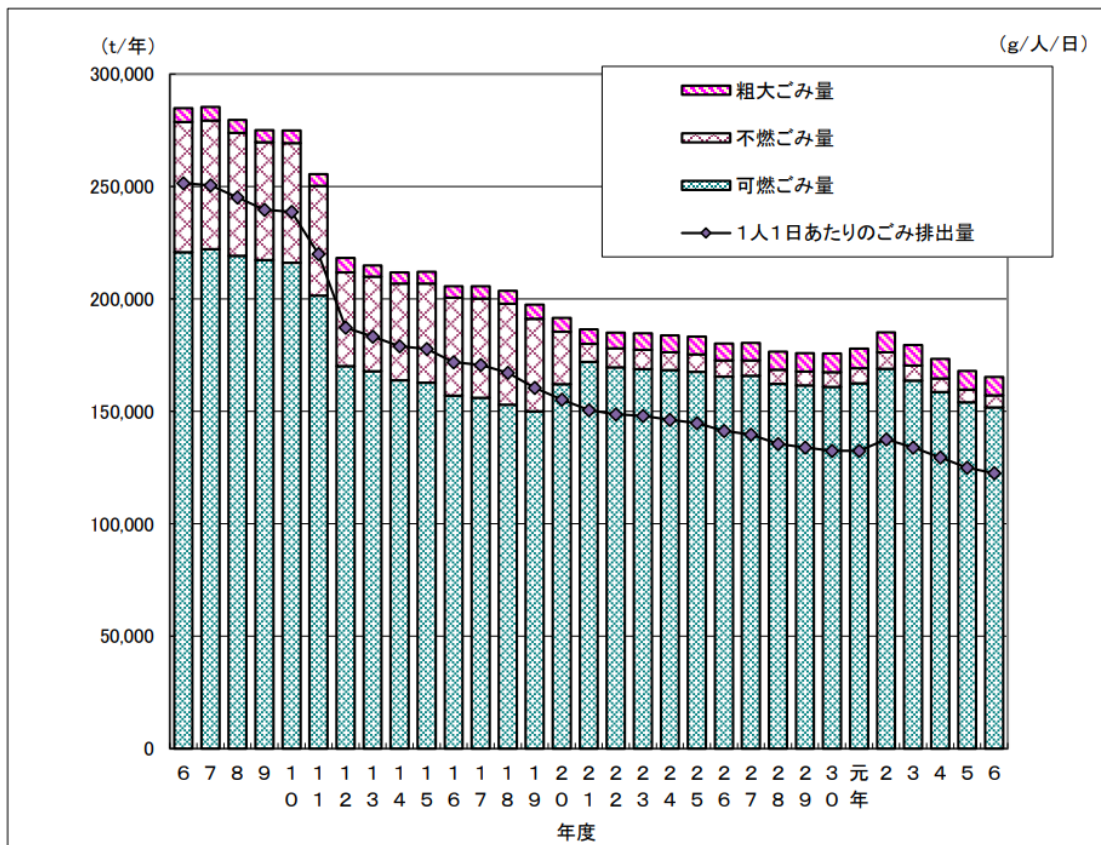
(3) 一般廃棄物処理業の許可及び指導

(4) 浄化槽維持管理指導

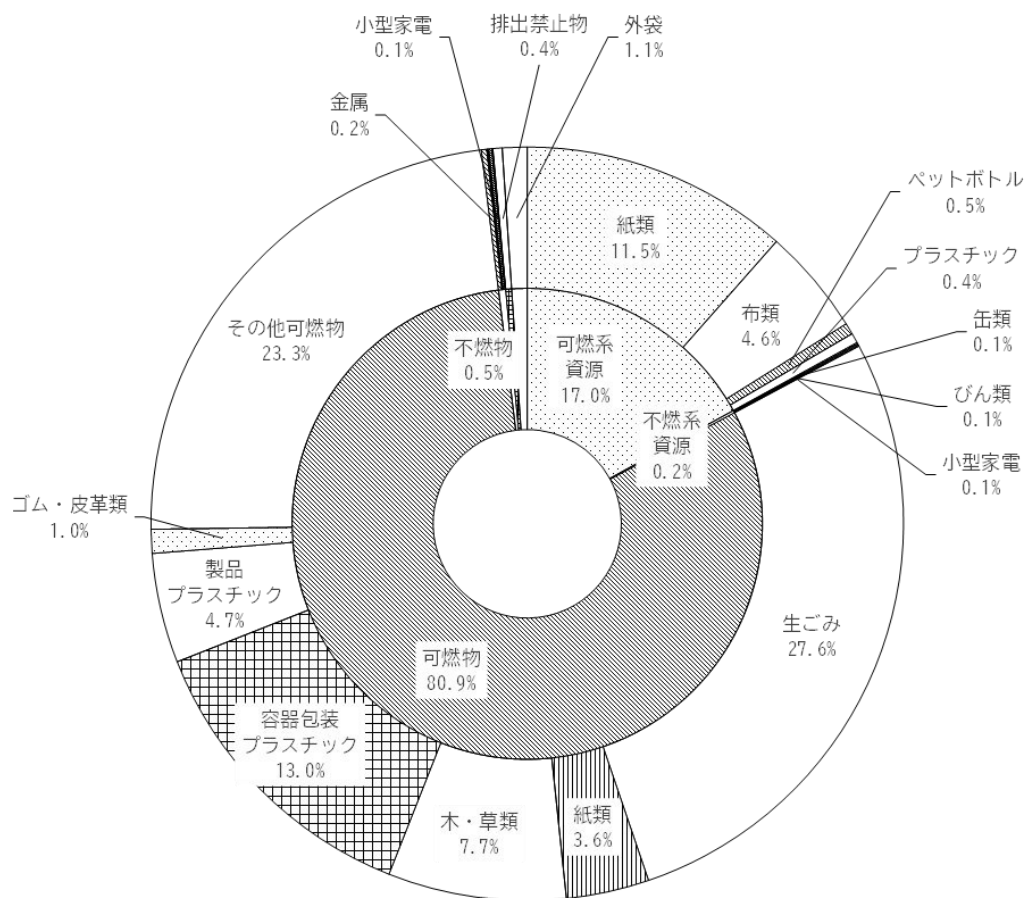
- ・浄化槽の維持管理に関する指導及びPR
- ・浄化槽清掃業者への許可・指導
- ・浄化槽設置者への清掃経費助成

【参考】世田谷区における「ごみ」の状況

- (1) 世田谷区における「ごみ」の量の推移（出典：世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2025）



(2) 可燃ごみの内訳 (出典：世田谷区家庭ごみ・事業系ごみ組成分析調査及び計量調査報告書 (令和7年度版))



令和 8 年 5 月 1 日
世田谷区みどり 3 3 推進担当部

令和 8 年度 世田谷区みどり 3 3 推進担当部の主な事務事業

1 世田谷らしいみどりの保全・創出

【みどり政策課】

(1) 民有地のみどりの保全

- ・ 特別保護区、特別緑地保全地区、市民緑地制度、保存樹木・保存樹林地制度の運用
- ・ 国分寺崖線の保全啓発、名木百選の P R
- ・ 樹木の移植助成

(2) 地下水・湧水の保全

- ・ 地下水・湧水調査
- ・ 宙水の保全啓発

(3) みどりに関するイベントや講習会の開催

- ・ 世田谷落ち葉ひろいりレー
- ・ せたがやガーデニングフェア 2 0 2 6
- ・ みどりの出前講座
- ・ 庭木の手入れ講習会

(4) 生物多様性の普及啓発

- ・ まちの生きものしらべ
- ・ 生きものを呼ぶちよこっと空間づくり
- ・ 世田谷生きもの会議
- ・ 調査データの一元化と出版物等による普及啓発

(5) ひとつぼみどりの創出

- ・ 区民一人ひとりが身近な場所で、1 坪程度の小さなみどりづくりを街なかに広げる「ひとつぼみどり」運動の普及促進

(6) 緑化助成

- ・ 生垣、植栽帯、シンボルツリー、屋上・壁面・事業用等駐車場緑化

(7) みどりと花いっぱい協定

- ・ みどりと花いっぱい協定による区民参加の花づくり
- ・ 緑化活動の推進

(8) 建築時における緑化の推進

- ・ 緑化地域制度などに基づく緑化の推進及び維持管理巡回指導

(9) フィールドミュージアムの整備

- ・ フィールドミュージアムの P R

(10) 次期世田谷区みどりの基本計画（令和 10 年度～令和 19 年度）改定に向けた検討

- ・ 2008 年以降のみどり状況や施策の実績等の分析、改定の方向性、骨子検討
- ・ 無作為抽出アンケート、ワークショップによる区民意見の把握など

(11) 農のみどりの保全の推進

- ・ 輝くみどりと農 PT、生産緑地地区検討会

2 公園・緑地の計画的な整備**【みどり政策課】**

(1) 公園緑地用地の取得

- ・ 都市計画決定 2 箇所（梅丘三丁目公園（新規）、北烏山えのき公園（変更））
- ・ 公園用地買収 3 箇所（北烏山七丁目緑地、等々力農業公園、等々力溪谷公園）

【公園緑地課】

(2) 公園整備（新設・拡張）

- ・ 公園新設整備 2 箇所（仮称等々力農業公園、仮称船橋 1 - 2 7 広場）
- ・ 公園拡張整備 2 箇所（くぬぎ公園、等々力溪谷公園）

【公園整備利活用推進課】

(3) 大規模公園の整備

- ・ 上用賀公園拡張事業 DBO 事業者選定、住民協働による拡張計画地暫定活用等の検討（スポーツ推進課と協働）
- ・ 仮称北烏山七丁目緑地基本計画策定・基本設計の検討（緑地開放、ワークショップ及びフィールドワーク等の住民協働）
- ・ 玉川野毛町公園拡張事業
拡張予定地の整備工事
既開園区域の改修工事

3 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み**【公園緑地課】**

(1) 大規模公園及び主要施設の改修

- ・ 大規模公園改修 5 箇所（羽根木公園、大蔵運動公園、岡本静嘉堂緑地、二子玉川公園、次大夫堀公園）
- ・ 緑道改修 2 箇所（烏山川緑道改修工事（若林 5-22 先から 4-39 先）、（若林 5-16 先から 4-6 先））
- ・ 公園・身近な広場改修
4 箇所（赤羽根公園、仮称野沢三丁目公園、桜上水公園
新町南公園）

4 寄附文化の醸成**【みどり政策課・公園緑地課・公園整備利活用推進課】**

(1) 寄附制度の PR と周知

- ・ 世田谷区みどりのトラスト基金の PR ・ 周知
- ・ 公園緑地用土地の寄附受入の PR ・ 周知
- ・ 寄附ベンチの PR ・ 周知
- ・ 玉川野毛町公園及び（仮称）北烏山七丁目緑地に関するふるさと納税の実施

5 税外収入の確保 【公園緑地課・公園整備利活用推進課】

(1) 公園を活用した税外収入の確保

- ・ 移動販売車の継続実施（世田谷公園）
- ・ 便益施設運営事業者の運営（玉川野毛町公園）
- ・ ネーミングライツの継続実施（世田谷公園ミニSL）
- ・ 公園駐車場運営事業者の運営（世田谷公園、羽根木公園、二子玉川公園）
- ・ シェアサイクルポートの実施（大蔵運動公園ほか）